

区地域生活支援ネットワーク会議事務局等による先進地視察研修 調査結果概要一覧
 (●主な事項を記載。○はどちらかといえば課題的な事項)

(障害者支援課 編集)

	青葉区 さいたま市 123万人 (10区)	宮城野区 藤沢市 41万人	若林区 神戸市 153万人 (9区)	太白区 倉敷市 48万人	泉区 堺市 84万人 (7区)
1 相談支援 体制	●区役所支援課にCW 4名程度(事務職。三障 害対応。地区別に担当) ●10区に14カ所の相談 支援事業所。拠点型1カ 所、地域型13カ所(三障 害対応5/知的・身体対 応4/精神対応4)	●市民センター・公民館 (12カ所)に地区福祉窓 口、市役所に福祉保健 総合相談室を設置(事 務職2~3名/日・カ所) ⇒一次的相談 ●より専門的な相談機 関として障害福祉課、委 託相談支援事業所(3カ 所)⇒二次的相談。他に 指定相談支援事業所 5カ所あり	●市自立支援課に圏域 コーディネーターを2名 配置(市職員+相談支 援事業所職員) ●各相談支援事業所 に、個別支援を行うコー ディネーターのほか、原 則個別支援を行わず地 域のコーディネーターを 行う強化専門員を1名ずつ 配置。	●委託事業として3ヶ 所、直営で1ヶ所相談支 援事業所を整備。 ●基本的には相談支援 専門員3名程度で24時 間365日運営している。 ●委託を受けずに指定 相談支援事業所として 相談支援事業を運営し ているところもある。	●市内に相談支援事業 所が18ヶ所設置されて いる。 ●相談支援事業所で生 活支援センター連絡協 議会を組織している。こ れは任意団体である が、市から事業を受託 している。
2 1の特記 事項	○区役所、相談支援事 業所による意識の差が 大きい⇒支援指針の作 成の動機に	●地区福祉窓口では、 介護・高齢、障害、子育 て等の各種申請がで き、市民にとって身近で 便利。案内所であり、話 し相手としての役割も。 交付は市役所で。 ●委託相談支援事業所 が輪番制で週2回、障害 福祉課内に出張し相談 受付している。 ●相談支援事業所は得 意な障害種別を示しつ つも、三障害ワンストップで 受ける体制を目指 している	●圏域コーディネーター のうち1名は相談支援事 業所職員であるが、市 自立支援課と所属の相 談支援事業所に机を置 き、活動拠点として行き 来している。(席は市役 所内だが、所属は相談 支援事業所を運営する 法人。)	●行政も民間も、たらい まわしにしない、ワンス トップサービスを理念に 掲げている。 ●委託を受けずに指定 相談支援事業を行って いる事業所は、サービ ス利用計画の給付費収 入のほか、訪問1件につ き3400円、来所1件につ き1700円という市からの 補助により事業を運営 している。	●生活支援センター連 絡協議会は、市より「障 害者自立支援協議会運 営補助業務」と「居住サ ポート業務」と「相談支 援機能強化事業」を受 託している。 ●自立支援協議会運営 補助業務には、専属の 職員1名分の人件費が 補助されている。 ○各障害ごとに相談支 援事業所の委託料が異 なっており、そのあたり の不公平感が法人レ ベルでは存在している。
3 スーパー ビジョン 体制		●障害保健福祉圏域ナ ビゲーションセンターが ケア会議参加等により 相談支援事業所等の困 難事例をSV	●「専門職による支援 グループ」として登録さ れている医師や弁護 士、学識経験者がSVを 行う。各地域自立支援 協議会で、必要時に申 請し、圏域コーディネ ーターが調整している。	○行政職員も含め、ス キルアップ研修が必要 であると、今後の課題と して認識している。	
4 周辺分野 との連携 など	●学齢期の支援は特別 支援教育相談センター が担当。「潤いファイル」 により発達障害者支援 センターとをつないでい る。	●地域包括支援C(8カ 所)を23年度から市民セ ンター内へ移転予定		○基本的には本人から というより、見かねた地 域の人が市へ相談する ケースが多く、身近な人 が一次相談機関の役割 を担っている印象。相談 支援事業所としては、民 生委員や地域の人に知 られていない部分が課 題で、活動をアピールす る必要性を感じている。	○地域包括支援セン ターとのかかわりにつ いては、仙台市と同様に 模索している。区協議 会レベルでは、交流会 などへの参加を呼びか け、参加されているとい う状況。
5 地域自立 支援協議 会「事務局」 等の 体制		●障害福祉課2名と委 託相談支援事業所3名	●委員長を区の健康福 祉課長が担うことが要 綱上定められている。 ●エンジンとなる運営委 員会は区によって違 うが、施設長クラスが担 う場合が多い。	●倉敷地域生活支援セ ンターに事務局を置き、 担当が1名配置されて いる(相談支援事業との 兼務)。その上に、相談 支援事業所を中心とし た6機関で幹事会を構 成。ここが実質的なエン ジン部分となっている。	●10万円の運営費が補 助されており、区によ っては、各部会にその うち3万円ずつ割り振 りして活動したりして いる。 ●運営委員会を毎月 実施。メンバーは3支 援センターの代表と区 地域福祉課
6 5の特記 事項		●両者が時間をかけ 丁寧に議論を重ねてい る。		○市の担当主査と、地 域生活支援センターの 相談支援専門員が核と なっているが、この2名 が異動等でいなくな るとまわらないという 課題がある。	○行政機関をどのよ うに巻き込んでいくか というところが課題と して出ている。グル ープの中で何らかの 役割をもってもらう ことを検討。

7	<p>●サービス調整会議(ケア会議)は区役所支援課と相談支援事業所とで開催⇒共通様式で自立支援協議会へ報告</p> <p>●コーディネーター連絡会を障害福祉課と相談支援事業所とで定例開催。教育研修委員会(事例検討会、研修会)、広報委員会(共通パンフ作成、合同相談会開催)、調査・研修委員会(実績報告様式統一、新規・困難ケース集計・整理)</p> <p>●H21は「支援指針作成部会」(区職員のみの方、アセスメントやモニタリング方法論、連携イメージ具体化、サービス調整会議機能の確定)、「居住支援システム検討部会」(GH,CH普及施策検討)</p>	<p>●6つのサブ協議会(子ども、相談、活動〔日中、就労〕、くらし〔居住、住居〕)を3委託相談支援事業所が担当。市内全ての障害福祉関係事業所がいずれかのサブ協議会に参加</p>	<p>●各地域自立支援協議会ごとに、部会や課題別プロジェクト等を組織している。</p> <p>●ももとの成り立ちが、ネットワーク会議であったり、防災のためのコミュニティであったりと設立過程がさまざまあり、部会の数やテーマ、内容等はそれぞれの協議会の特徴が出ている。</p>	<p>●課題抽出を行う際に問題がカテゴライズされ、自然に専門部会が立ち上がった。</p> <p>●部会の中でも、「テールまび」のみは、NP法人を母体に立ち上がっている。</p>	<p>●当事者部会、地域生活支援部会、プロジェクトチームが発足。</p> <p>●当事者部会は、身体、知的、精神、難病の当事者10名にて構成されており、市民に対する公募で募集。その後、書類や面接による審査で決定している。</p>
8	<p>7の特記事項</p>	<p>●区ごとの自立支援協議会を設置する予定はない。サービス調整会議が実質的な区の自立支援協議会になっている様子(年度始めに区が関係機関を集め説明会実施)。</p> <p>○区役所、相談支援事業所による意識の差が大きい⇒支援指針の作成の動機に。</p>	<p>●事業所一覧、ガイドブック等を開発</p> <p>○個別のニーズや課題は相談サブ協議会に持ち寄る困難事例等で把握しているが不十分。「事業所の困りごと」として集約される</p> <p>○サブ協議会同士のつながりが弱い</p>	<p>●北区では、独自に課題抽出のために報告書様式を作成。同じツールを使って個別事例から地域課題を抽出している。</p> <p>○区によっては、地域自立支援協議会の必要性が共有されず、優先順位が低いところもある。</p>	<p>●プロジェクトチームは、協議会のホームページ作成などの活動や、権利擁護のあり方、相談支援の評価などを検討していたが、今年度で終了予定。検討された課題は、地域生活支援部会の中で再検討され、必要であれば再プロジェクトチームを構成していく予定。</p>
9	<p>協議会構築の経過など</p>	<p>●コーディネーター連絡会はH18年10月開始</p>	<p>●母体は「支援連絡会」(知的・身体的事業所)と「3障害NW連絡会」(障害福祉課、相談支援事業所、児相、保健所)</p>	<p>●既存のネットワークからできた区が多い。震災がきっかけにネットワークができた区もある。</p>	<p>●平成15年より、関係機関のネットワークの構築を目的として、ネットワーク会議が毎年二回開催されていた。その後、自立支援法施行を機に事務局を倉敷地域生活支援センターにおき、自立支援協議会がスタートした。</p> <p>●市協議会は平成19年3月に代表者レベルの会議として設置。幹部による毎月の運営会議を開始。</p> <p>●区協議会は平成19年4月から6月にかけて設置された。</p>
10	<p>9の特記事項</p>	<p>●検討段階から官民ともに。全ての事業所を巻き込むため市から連絡</p> <p>●「何とかしたい」「困っている」ことを持ち込める場所づくり</p>	<p>●設立当初は中身のないままに始まったが、国の相談支援体制整備特別支援事業を利用してスーパーバイザー(社会福祉法人むそう・戸枝理事長)を招き、講和をいただいたことから、協議会の機能充実にとりかかった。</p>	<p>●各部会でも出された課題を自立支援協議会で報告し、参加機関で課題の共有を行っている。</p>	
11	<p>広域的協議会との係わり</p>	<p>●湘南東部(藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町)障害保健福祉圏域自立支援協議会において、相談支援を中心とするNW形成や広域的課題の調整を行う。</p>	<p>●圏域コーディネーターが神戸市自立支援協議会と各区の地域自立支援協議会をつないでいる。</p>	<p>●自立支援協議会事務局補助業務を担当している相談支援専門員が、区の協議会と市の協議会をいったり来たりして情報共有する役割を担っている。</p>	
12	<p>11の特記事項</p>	<p>●3のナビゲーションセンターに専任職員2名配置⇒市のサブ協議会や全体会にもオブザーバー出席。</p> <p>○福祉相談支援NW事業で困難事例等を持ち寄り課題把握を図っているが不十分</p>	<p>○圏域コーディネーターは育成中の段階であり、各区の強化専門員のスーパーバイズ等を行うまでには至っていない。</p>	<p>○上記担当者の役割が大きく、欠けたときのダメージがはかりしれない。協議会としてもそのことを重く受け止めており、区の協議会交流会を定期開催するなど、個人を介してではなく組織的な交流が組織化されることを目指している。</p>	

13	実績報告の形式、活用方法など	<ul style="list-style-type: none"> ●Co連絡会の調査・研修委員会で報告書様式を共通化 	<ul style="list-style-type: none"> ●事業所側からの提案で「ミラクルQ」を採用。業務量把握やその比較検討に役立つ。 ○ただしニーズ・課題の吸い上げ、蓄積には結び付いていない。市からは別な報告書も求められ負担。 	<ul style="list-style-type: none"> ●共通のケア会議情報シートとケア会議報告書を活用。 		
14	協議会の主な成果	<ul style="list-style-type: none"> ●施策推進協議会を通じ、医療的ケア対応入所施設・短期入所を整備。またGH家賃補助を創設 ●共通の実績報告書、プライバシーポリシー作成 	<ul style="list-style-type: none"> ●事業所同士、お互いに事業所を行き来できるようになった。今後は課題解決型のサブ協議会も目指せる 	<ul style="list-style-type: none"> ●圏域コーディネーターを通して、市が区の実情を常に知ることができる。 ●専門職による支援グループの区への派遣等により、市から区へのバックアップ体制の整備が進んだ。 	<ul style="list-style-type: none"> ●より地域に密着できるようになった。 ●ケア会議に本庁職員も参加することとなり、相談支援事業所とケースを共有することにより行政批判がすくなくなり、相互理解が高まった。 	<ul style="list-style-type: none"> ●市協議会が独自の規約に基づいて設置されており、会長以下の協議メンバーが自由発言に意見交換することができている。行政職員もその輪の中に入り、自由に発言できる。
15	その他課題とされていることなど	<ul style="list-style-type: none"> ○実績報告共通化、ミラクルQ導入検討を通じ、相談支援事業の評価の難しさを認識 	<ul style="list-style-type: none"> ○相談支援及び自立支援協議会担当者の業務量は増すばかりで調整が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ○包括支援センター等との連携が十分でない。 	<ul style="list-style-type: none"> ○協議会で課題を抽出して障害福祉計画に提言できるのが理想だが、そこまでのシステム機能はできていない。 ○今後は教育機関や高齢分野との連携が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ○生活支援センター連絡協議会は、協議会自体のNPO法人化も検討されているが、法人の利害関係当もあり現在は至っていない。現場レベルでは法人化の必要性を感じている。
16	人材育成について	<ul style="list-style-type: none"> ●「支援指針作成部会」において人材育成や行政内の職員異動についても言及する予定 	<ul style="list-style-type: none"> ●市独自では殆ど行っておらず、湘南東部圏域協議会において、把握されたニーズに基づき研修を企画実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●事業責任者研修、強化専門員対象のSV養成研修、コーディネーター対象のスキルアップ研修等を圏域コーディネーターが中心となって企画、実施。 		<ul style="list-style-type: none"> ○研修体制については、確立されていない。区単位では支援者のメンタルヘルス的な研修を実施している。 ●区協議会の中で、事例検討チームというものがあり、チームの中で困難ケースをもちより検討したうえで、会の中でさまざまな職種の方から意見をいただくという形で取り組んでいる。
17	評価について	<ul style="list-style-type: none"> ●自主点検表の提出が義務付けられている 		<ul style="list-style-type: none"> ●市自立支援協議会から各区相談支援事業所への定期的な評価が行われ、委託期間などが決められるため、各区の成果と課題を定期的に見直し、具体策を検討・実行することができる。 		<ul style="list-style-type: none"> ●プロジェクトチームの中に、相談支援のあり方検討チームがあり、そこで相談支援の評価（自己評価、利用者評価、第三者評価）を検討。 ●市協議会の当事者部会の中で、相談支援の指針に関するアンケートを配布、集約している。（総合相談窓口に関するアンケート。）
18	以上を参考とした各区からの提案（仙台市としてあり方等について）	<ul style="list-style-type: none"> ★様々な主訴に対して総合的な相談として応じていけるようになるためには、各相談支援事業所・法人・職員の得意領域を踏まえつつ、法人の枠を超えた相談をモデル的に試行する必要がある。 ★福祉と教育の分断を解消するため、まずスクールソーシャルワーカー、特別支援教育コーディネーターなど外部とをつなぐ担当者と相談支援事業所や専門相談機関が交流を持ち、まず福祉サイドが教育サイドの状況を理解・把握することから理念共有を図っていく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ★各区地域自立支援協議会においては、①区内事業者間等のNWの形成、②個別ニーズや課題の集約・整理を行い、③区内で可能な範囲で解決に向けた調整を行う。 ★現在の5区ネットワーク会議連絡会にあたる組織を全市の自立支援協議会とし、各区からの広域的ニーズや課題を集約し、具体的に検討する課題については、サブ協議会を設置し解決を図っていく。 ★専門相談機関、中途視覚障害者支援C、自閉症相談C、学識経験者等は、各取組みをバックアップする。 			